

# 平成27年度障害者虐待の状況について

〔平成28年11月18日  
障害者支援課〕

## 1 趣旨

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成24年10月1日施行、以下「法」という。)に基づき虐待の未然防止等に取り組んでいる障害者虐待について、平成27年度の状況を取りまとめた。

## 2 取りまとめの概要

法第20条の規定に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について県が公表すべき事項のほか、養護者によるものについて市町から、使用者によるものについて広島労働局から提供された情報に基づいて集計等を行った。

<集計等の概要>

対象者：県内在住の障害者

認定期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日

内容：法による虐待の区分ごとの通報件数及び認定件数並びに虐待行為の内容等

## 3 平成27年度の集計結果の概要（詳細は別紙のとおり）

### (1) 養護者による障害者虐待

① 通報件数…104件      ② 認定件数…30件

③ 概要…通報件数は減少しているが、虐待の認定件数は若干増加し、相談支援事業所及び障害者が利用している障害福祉の従業者による通報や警察からの通報が増加している。

虐待を受けた人は、性別では女性が多く、障害の種別では、知的障害、精神障害、身体障害、発達障害の順となっている。

虐待をした人の続柄は、母親が多く、次に兄弟姉妹、父親及び夫、息子の順となっている。虐待行為は、身体的虐待が最も多い。

④ 対応…虐待者から分離したものが8件で、分離の方法は、契約による障害福祉サービスの利用が6件、一時保護が1件となっている。

虐待者から分離していないものが19件で、対応内容は養護者への指導・助言が17件、別のサービスを利用が2件などである。

### (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

① 通報件数…51件      ② 認定件数…7件

③ 概要…障害者の家族・親族が通報を行う事案や警察や市町の行政職員からの通報が増加している。

虐待を受けた人は、性別では男性が、又年齢では若い世代が多く、障害の種別では知的障害が最も多い。

虐待があったのは、障害者支援施設が3件で、療養介護、就労継続支援A型、短期入所及び地域生活支援センターが1件ずつとなっており、身体的虐待が最も多い。

④ 対応…虐待の通報があった場合には、原則として市町により虐待事実の確認を行うが、市町から県に対して依頼があれば連携して調査等を行い、事業所等の指導等を行っている。

### (3) 使用者による障害者虐待

① 通報件数…33件      ② 認定件数…17件

③ 概要…虐待を受けた人は、性別では男性が多く、年齢層による大きな差は見られず、障害の種別では、知的障害が最も多い。

ほとんどが事業主による賃金不払いなどの経済的虐待であり、虐待のあった事業所は100人未満規模の事業所が多数を占めている。

④ 対応…指導権限を有する広島労働局で対応している。

#### 4 平成25年度から平成27年度までの傾向

##### (1) 養護者による障害者虐待

通報件数は、平成25年度の148件から平成27年度の104件へと緩やかな減少傾向にあるが、虐待の認定件数は、平成26年度で減少した後、平成27年度は増加に転じている。

通報者の内訳は、障害者虐待防止法施行当時は本人、家族及び近隣住民等の近しい間柄の者によるものが多数であったが、年々減少し、障害者が利用する障害福祉サービス事業所等の職員や警察等の関係機関からの通報が増加している。

虐待を受けた人は、男女別では、女性が多くなる傾向にあり、障害の種別では、過去3年間を通じて知的障害が多く、比較的若い世代に多い。

虐待をした人の続柄は、父母や兄弟姉妹が多いが、夫や息子も増加傾向にある。

虐待行為は、過去3年間を通じて身体的虐待が最も多い。

##### (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

通報件数は、平成26年度で一旦大きく減少したが、平成27年度は51件へと増加している。虐待の認定件数は、10件前後で、やや減少する傾向にある。

通報者の内訳は、本人や家族によるものが過半数を占め、その他を障害福祉サービス事業所等や相談支援事業所の職員、警察等の関係機関からの通報などが占める形で推移している。

虐待を受けた人は、男女別では、男性が多くなる傾向にあり、障害の種別では、過去3年間を通じて知的障害が多く、比較的若い世代に多い。

虐待行為は、心理的虐待が多かったが、過去3年間を通じて減少傾向にある。

##### (3) 使用者による障害者虐待

通報件数及び虐待の認定件数は、平成25年度以降、増加傾向にある。

虐待を受けた人は、男女別では男性、障害種別では知的障害、年齢別では比較的若い世代が多いが、女性や高齢者、他の障害種別の者も増加している。

虐待行為は、過去3年間を通じて経済的虐待が最も多い。

#### 5 県の取組

市町及び県権利擁護センター、労働局等の関係機関と連携し、次の取組を推進していく。

- (1) パンフレット等により、県民・市町・事業所等における法の趣旨や通報義務等の定着を促進する。
- (2) 相談窓口等について県民に広報し、虐待発生の防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。
- (3) 市町や市町虐待防止センター、施設等での虐待防止を担当する職員を対象とした研修を実施する。

なお、法の趣旨や虐待が発生したときの対応方法等に加えて、施設職員による虐待の未然防止の観点から、強度行動障害等の障害特性に係る知識の習得やストレスチェック等の職場環境の改善策等についても研修内容に盛り込んでいく。

- (4) あいサポート運動を通じて、障害者への差別や虐待につながる偏見、無理解を取り除くよう努める。
- (5) 広島県虐待防止ネットワーク推進会議により、関係機関、当事者団体等と虐待防止方策を検討する。
- (6) 広島県権利擁護センターと市町虐待防止センターとの新たに意見交換の場を設け、連携を強化する。

# 1 養護者による障害者虐待

(1) 通報件数

H25	H26	H27
148	120	104

(2) 認定件数

H25	H26	H27
39	26	30

(3) 虐待の種別・類型

	(件数)		
	H25	H26	H27
①身体的虐待	20	22	19
②性的虐待	0	0	2
③心理的虐待	8	7	9
④放棄・放置	11	5	0
⑤経済的虐待	8	4	11

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

(4) 被虐待者と虐待者の関係

	(人数)		
	H25	H26	H27
①兄弟姉妹	10	4	7
②夫	3	4	6
③母	10	3	9
④父	14	9	6
⑤息子	0	2	2
⑥その他	7	5	4

※1件の事案で複数の虐待者がいる場合がある。

(5) 分離の有無

	(件数)		
	H25	H26	H27
①虐待者からの分離	14	11	8
②虐待者との分離をしていない	17	13	19
③その他	8	2	3

(6) 分離を行った事例の対応状況

	(件数)		
	H25	H26	H27
①契約による障害福祉サービス利用	7	4	6
②やむを得ない事由等による措置	3	2	0
③一時保護	0	1	1
④医療機関への一時入院	2	0	0
⑤その他	2	4	1

(7) 分離していない事例の対応状況

	(件数)		
	H25	H26	H27
①養護者への助言・指導	6	4	17
②新たに障害福祉サービスを利用	3	0	0
③利用計画の見直し	4	0	0
④別のサービスを利用	1	6	2
⑤見守り	5	5	0
⑥その他	1	1	5

※1件の事案で複数の対応を行っている場合がある。

(8) 被虐待者の性別

	(人数)		
	H25	H26	H27
①男	19	11	10
②女	20	17	20

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

(9) 被虐待者の年齢構成

	(人数)		
	H25	H26	H27
①20歳未満	9	5	1
②20～29歳	6	4	6
③30～39歳	10	6	8
④40～49歳	5	5	8
⑤50～59歳	8	4	6
⑥60～64歳	1	2	0
⑦65歳以上	0	2	1

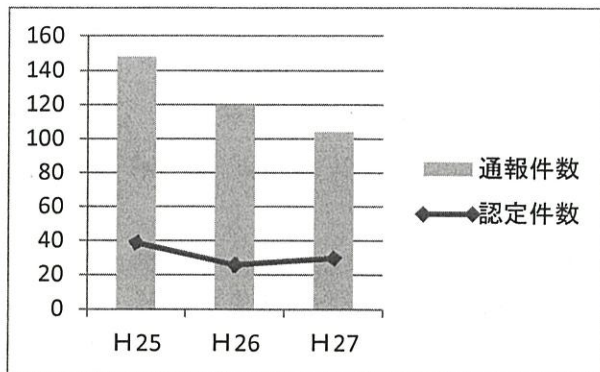
※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

(10) 被虐待者の障害種別

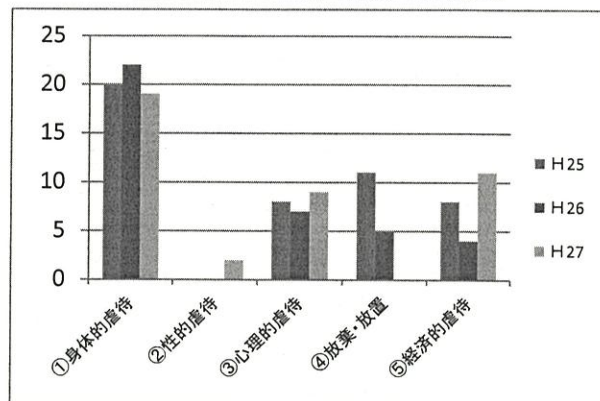
	(人数)		
	H25	H26	H27
①身体障害	6	7	4
②知的障害	27	17	18
③精神障害	13	4	9
④発達障害	4	1	1
⑤その他	0	1	1

※1人の障害者が複数の障害を有している場合がある。

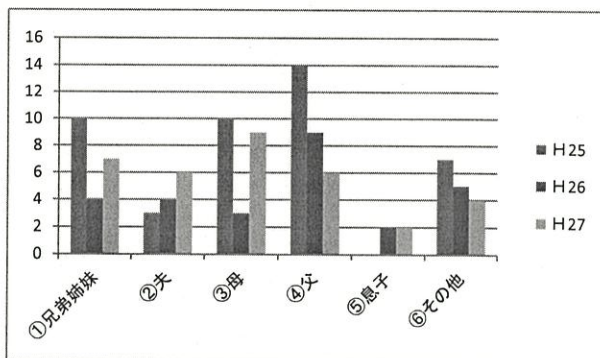
通報件数及び認定件数の比較



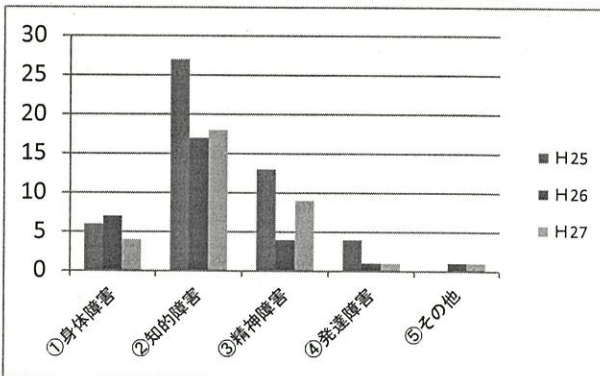
虐待の種別・類型



被虐待者と虐待者の関係



被虐待者の障害種別



## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 通報件数

H25	H26	H27
57	37	51

(2) 認定件数

H25	H26	H27
10	9	7

(3) 虐待を認定した事業所の種別

	(件数)		
	H25	H26	H27
①障害者支援施設	3	0	3
②療養介護	0	0	1
③生活介護	3	1	0
④就労継続支援A型	0	1	1
⑤就労継続支援B型	3	3	0
⑥共同生活援助	1	2	0
⑦短期入所	0	2	1
⑧地域活動支援センター	0	0	1

(4) 虐待の種別・類型

	(件数)		
	H25	H26	H27
①身体的虐待	4	3	4
②性的虐待	2	2	0
③心理的虐待	7	5	3
④経済的虐待	1	1	2

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

(5) 虐待を行った者の職種

	(人数)		
	H25	H26	H27
①設置者・経営者	1	1	0
②管理者	0	1	1
③生活支援員	5	5	9
④職業指導員	2	2	10
⑤不明(件数)	2	0	1

(6) 被虐待者の性別

	(人数)		
	H25	H26	H27
①男	4	4	14
②女	3	3	3
③不明(件数)	3	2	1

(7) 被虐待者の年齢構成

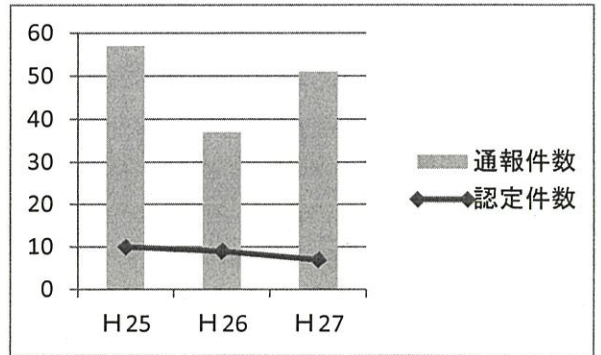
	(人数)		
	H25	H26	H27
①20歳未満	0	1	7
②20～29歳	1	4	1
③30～39歳	4	0	0
④40～49歳	1	1	1
⑤50～59歳	0	0	2
⑥60～64歳	1	0	0
⑦65歳以上	0	1	0
⑧不明(件数)	3	2	2

(8) 被虐待者の障害種別

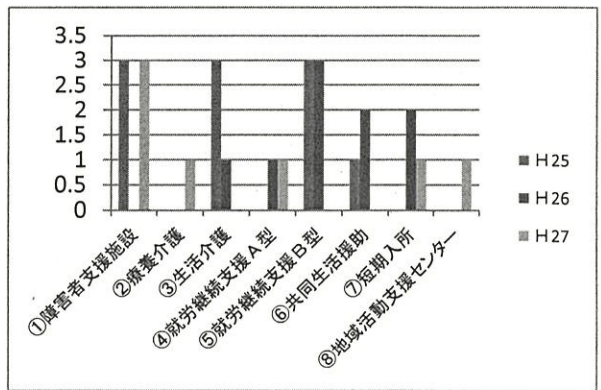
	(人数)		
	H25	H26	H27
①身体障害	2	2	6
②知的障害	3	6	10
③精神障害	1	3	2
④発達障害	1	0	0
⑤その他	1	0	0
⑥不明(件数)	3	1	1

※1人が複数の障害を有している場合がある。

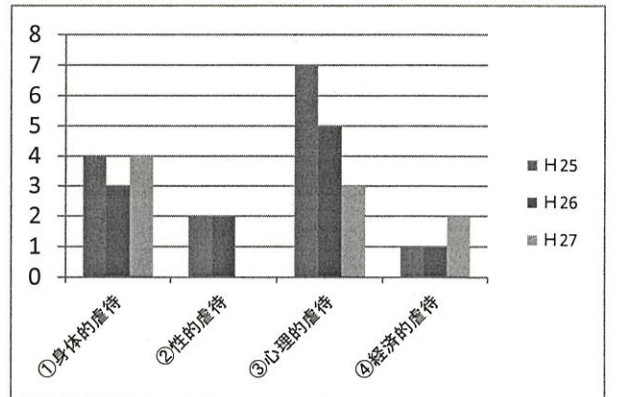
通報件数及び認定件数の比較



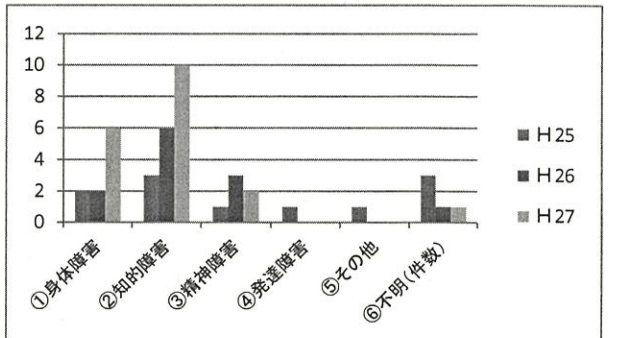
虐待を認定した事業所の種別



虐待の種別・類型



被虐待者の障害種別



### 3 使用者による虐待

(1) 通報件数

H25	H26	H27
24	26	33

(2) 件数

H25	H26	H27
8	14	17

(3) 虐待の種別・類型 (件数)

	H25	H26	H27
①身体的虐待	3	0	0
②心理的虐待	4	0	1
③経済的虐待	6	14	16

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

(4) 被虐待者と虐待者の関係 (人数)

	H25	H26	H27
①事業主	5	14	16
②所属の上司	3	0	1

(5) 事業所の種別 (件数)

	H25	H26	H27
①建設業	0	4	0
②製造業	3	8	9
③卸売業、小売業	1	0	0
④宿泊業、飲食サービス	1	0	0
⑤生活関連サービス業・娯楽業	0	1	6
⑥医療、福祉	3	0	0
⑦サービス業(他に分類されないもの)	0	1	2

(6) 事業所の規模 (件数)

	H25	H26	H27
①5人未満	1	7	2
②5～29人	5	5	9
③30～99人	0	2	3
④100～499人未満	1	0	3
⑤不明	1	0	0

(7) 被虐待者の性別 (人数)

	H25	H26	H27
①男性	7	13	12
②女性	1	1	5

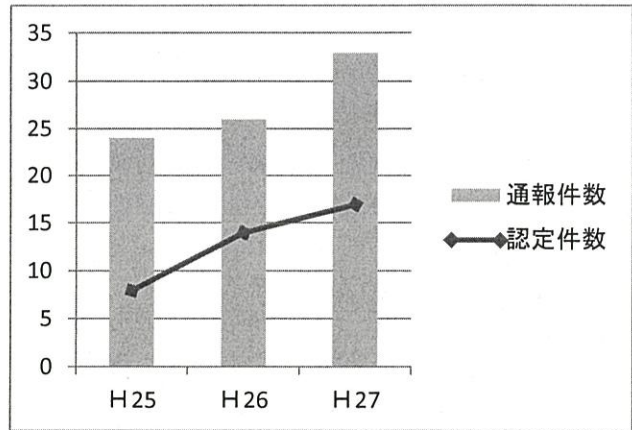
(8) 被虐待者の年齢構成 (人数)

	H25	H26	H27
①20歳未満	1	1	0
②20～29歳	3	3	3
③30～39歳	2	1	2
④40～49歳	0	2	3
⑤50～59歳	1	5	3
⑥60～64歳	0	1	2
⑦65歳以上	0	0	1
⑧不明	1	1	3

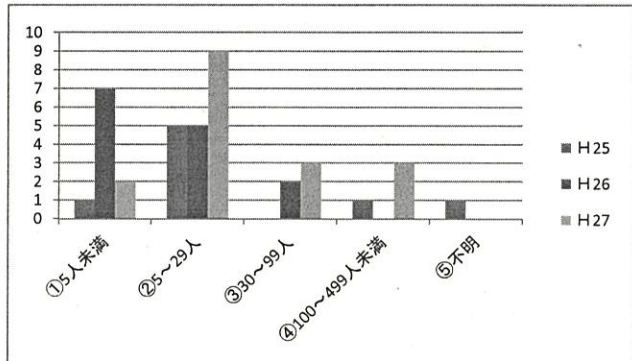
(9) 被虐待者の障害種別 (人数)

	H25	H26	H27
①身体障害	2	2	3
②知的障害	5	10	9
③精神障害	1	2	5

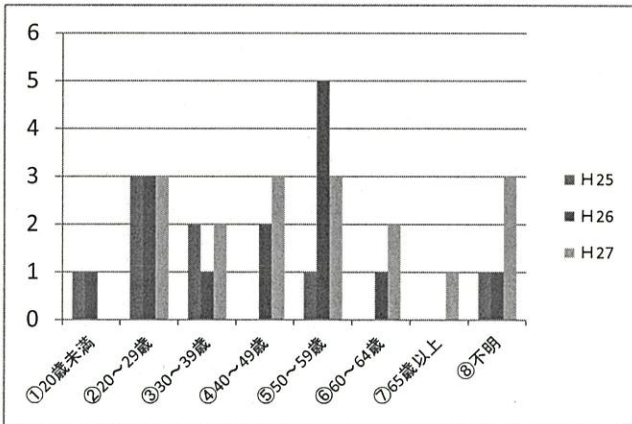
通報件数及び認定件数の比較



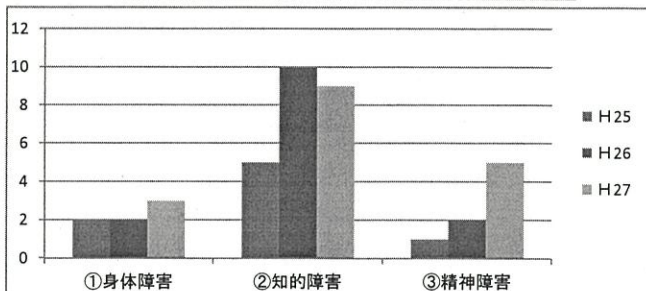
事業所の規模



被虐待者の年齢構成



被虐待者の障害種別



(参考)

## 障害者虐待通報経路の詳細(養護者及び障害者福祉施設従業者による障害者虐待)

### 1 養護者による障害者虐待

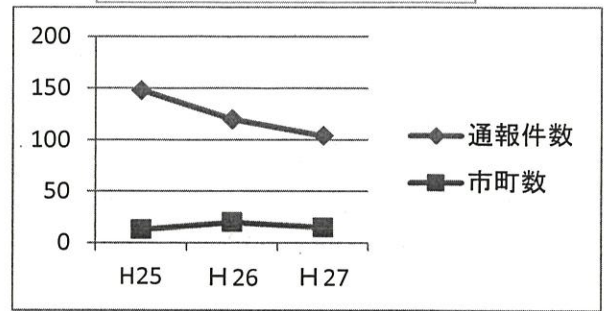
(1) 通報件数	H25	H26	H27
	148	120	104

(2) 通報が行われた市町数	H25	H26	H27
	13	20	15

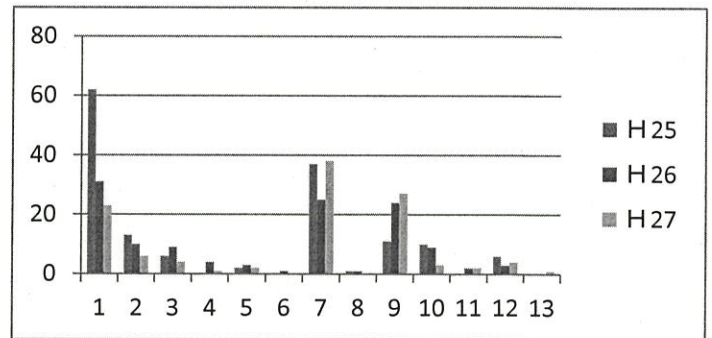
(3) 通報者の内訳	(件数)		
	H25	H26	H27
①本人による届出	62	31	23
②家族・親族	13	10	6
③近隣住民・知人	6	9	4
④民生委員	0	4	1
⑤医療機関関係者	2	3	2
⑥教職員	0	1	0
⑦相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	37	25	38
⑧虐待者自身	1	1	0
⑨警察	11	24	27
⑩当該市区町村行政職員	10	9	3
⑪介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	0	2	2
⑫その他	6	3	4
⑬成年後見人等	0	0	1

※ 1事案で複数の通報者がいる場合がある。

通報件数と市町数



通報者の内訳



### 2 障害者福祉施設従業者による障害者虐待

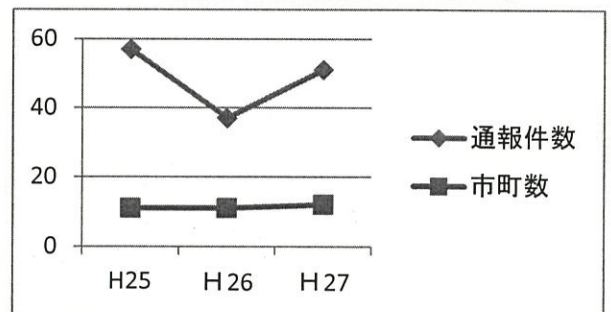
(1) 通報件数	H25	H26	H27
	57	37	51

(2) 通報が行われた市町数	H25	H26	H27
	11	11	12

(3) 通報者の内訳	(件数)		
	H25	H26	H27
①本人による届出	20	17	13
②家族・親族	11	4	13
③近隣住民・知人	5	1	1
④医療機関関係者	0	1	1
⑤相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	7	2	5
⑥当該施設・事業所職員	2	7	6
⑦当該施設・事業所元職員	3	2	3
⑧当該施設・事業所設置者・管理者	2	5	4
⑨当該施設の実習生	0	0	1
⑩当該市区町村行政職員	0	0	2
⑪警察	1	1	3
⑫その他	3	0	1
⑬不明	3	0	0

※1件で複数の通報者がいる場合がある。

通報件数と市町数



通報者の内訳

